

○国立大学法人浜松医科大学役員給与規程

(平成16年4月1日規程第5号)

改正	平成16年12月10日規程第130号	平成17年11月28日規程第159号
	平成18年3月27日規程第31号	平成21年6月24日規程第86号
	平成21年12月1日規程第95号	平成26年3月25日規程第24号
	平成26年11月26日規程第69号	平成27年3月25日規程第47号
	平成28年3月25日規程第43号	令和3年3月16日規程第37号
	令和6年1月24日規程第3号	令和6年12月25日規程第86号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条の規定により準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の2の規定に基づき、役員給与の支給について定めることを目的とする。

(役員給与)

第2条 役員給与は、常勤役員については、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び非常勤役員手当は、毎月17日(この項において「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が、日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給日が休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日(この項において、これらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給)

第4条 常勤役員の本給は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学長 6号給

(2) 理事 1号給から5号給までの範囲内で学長が決定する号給

(3) 監事 1号給から3号給までの範囲内で学長が決定する号給

2 前項の常勤役員の号給は、別表のとおりとする。

(地域手当)

第5条 地域手当は、本法人に在勤する常勤役員に支給する。

2 地域手当の月額、本給の月額に、国立大学法人浜松医科大学職員給与規程(平成16年規程第33号。以下「職員給与規程」という。)第14条に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(広域異動手当)

第5条の2 広域異動手当は、職員給与規程第14条の2第1項に規定する広域異動手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 広域異動手当の月額は、本給の月額に職員給与規程第14条の2第1項に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第16条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程第16条第2項に規定する額とする。

3 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第17条第1項及び第3項に規定する支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 単身赴任手当の月額、職員給与規程第17条第2項に規定する額とする。

3 前項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他の単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第8条 期末手当の額は、国立大学法人浜松医科大学職員給与規程第27条に掲げる指定職本給表の適用を受ける職員の例に準じ取り扱うものとする。

(勤勉手当)

第8条の2 勤勉手当の額は、職員給与規程第28条に掲げる指定職本給表の適用を受ける職員の例に準じ取り扱うものとする。

2 前項に規定する勤勉手当の成績率は、国立大学法人評価委員会による業績評価の結果及びその者の職務実績、貢献度等を総合的に判断し、経営協議会で審議し、学長が定める。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理事 月額210,000円

(2) 監事 月額210,000円

(月の途中で就任又は退職した場合の給与)

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の給与(通勤手当及び期末特別手当を除く。以下この条及び次条において同じ。)を支給する場合は、給与の日額、月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は当月分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第11条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第12条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第13条 この規程により算出した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第14条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(期末特別手当の在職期間)

第2条 この規程の施行日前日まで浜松医科大学の職員として在職した役員の第7条第2項に規定する基準日以前6箇月以内の期間には、平成16年6月1日を基準日とする場合、この規程の施行日前日までの浜松医科大学の職員として在職した期間も含めるものとする。

附 則(平成16年12月10日規程第130号)

この規程は、平成16年12月10日から施行する。

附 則(平成17年11月28日規程第159号)

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日規程第31号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月24日規程第86号)

この規程は、平成21年6月24日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則(平成21年12月1日規程第95号)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日規程第24号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月26日規程第69号)

この規程は、平成26年11月26日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規程第47号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員について、同項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

附 則(平成28年3月25日規程第43号)

この規程は、平成28年3月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月16日規程第37号)

この規程は、令和3年3月16日から施行する。

附 則(令和6年1月24日規程第3号)

この規程は、令和6年1月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年12月25日規程第86号)

この規程は、令和7年1月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第4条第2項関係)

常勤役員本給表	
号給	本給月額
	円
1	644,000
2	716,000
3	772,000
4	829,000
5	908,000
6	979,000